

令和8年度採用 公益社団法人鳥取県人権文化センター職員採用試験募集案内

【専任研究員】

公益社団法人 鳥取県人権文化センター
〒680-0846 鳥取市扇町21番地
電話(0857)21-1712 <https://tottori-jinken.org>

1 募集職種、採用予定者数等

区分	内 容
(1)募集職種	専任研究員
(2)採用予定者数	1名(令和8年4月1日採用) ただし、試験結果によっては採用者がいる場合があります。
(3)勤務場所	鳥取県人権文化センター(鳥取市扇町21)
(4)職務内容	人権啓発に関する業務(調査研究、研修会講師、情報発信、教材開発など)
現代の様々な多様性を認識することによってお互いの立場を尊重する人権が尊重される社会の実現に向けて意欲があり、積極的に取り組む人を求める。	

2 受験資格

- (1)1966(昭和41)年4月2日以降に生まれた人
- (2)人権に関する研究あるいは人権教育又は人権啓発に携わった経験がある人
- (3)普通自動車第一種運転免許を所持又は令和8年3月31日までに取得見込みの人
- (4)次のいずれかに該当しない人
 - ・成年被後見人、被保佐人
 - ・拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの

3 受付期間・試験日・試験会場・合格者発表日

区分	内 容
受付期間	令和7年12月22日(月)～令和8年1月19日(月)【必着】 ◎持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日までは受け付けていません。) ◎持参又は郵送のいずれでも受け付けます。
第1次試験	書類審査 ◎提出されたエントリーシート及び小論文を審査します。 ◎必要書類は、受験申込書、返信用封筒と一緒に提出してください。
第1次試験 合格者発表日	令和8年1月30日(金)(予定)
第2次試験	令和8年2月8日(日)(予定) ◎受付開始時刻等の詳細は、第1次試験の合格通知においてお知らせします。 [試験会場] 鳥取県立生涯学習センター(県民ふれあい会館)会議室 (鳥取市扇町21番地電話:0857-21-2266(代表))
最終合格者 発表日	令和8年2月12日(木)(予定)

4 試験内容

試験種目	配 点	内 容
第1次試験	書類審査 100点	エントリーシート及び小論文の審査
第2次試験	専門試験 100点	人権課題の啓発に関する設問について、パソコンを用いた作文試験 (パソコンは当センターで用意)
	技能試験 100点	別途連絡するテーマに関するプレゼンテーションの実技試験
	面接試験 300点	個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

(注)第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

5 合格者の決定方法

(1)第1次試験

第1次試験の合格者は、書類審査の得点の高い順に決定します。

なお、得点には一定の基準があり、この基準に満たない場合は不合格とします。

(2)第2次試験

第1次試験の得点に関わらず、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。

なお、各試験の得点にはそれぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、試験の合計得点に関わらず不合格とします。

また、試験の結果によっては、合格者がない場合及び補欠合格を行う場合があります。

6 受験申込み手続き

(1)提出書類

①次の書類を持参又は郵送等により当センターへ提出してください。

- ・受験申込書及びエントリーシート(別紙様式)
- ・小論文 (A4判2枚以内)

課題「自分の能力や経験等が鳥取県人権文化センターの業務にどのように活かせるか」

- ・受験整理票送付用の返信用封筒1通

長3号封筒(120mm×235mm)に返信先の住所、氏名を明記し110円切手を貼付した封筒

②規格及び仕様

- ・書類の作成はパソコンによることを原則としますが、手書きとしても差し支えないこと。
- ・パソコンによる場合は、作成ソフトはワードなど適宜でよいこと。
- ・A4判タテの用紙に片面横書きとすること。文字フォントは明朝体・12ポイントとし、印刷は片面印刷とすること。手書きの場合はパソコンによる仕様に準じて作成すること。
- ・小論文は未発表のものとし、A4判2枚以内とする。

また、受験者氏名を必ず記載し、添付資料は付けないこと。

(2)申込先

〒680-0846 鳥取市扇町21番地 鳥取県立生涯学習センター2階

公益社団法人鳥取県人権文化センター (電話)0857-21-1712

(3)その他

- ・第1次試験のために提出していただいた書類は返却しません。
- ・最終合格者決定後、採用までに受験資格等の確認のため、履歴に関する証明書等を提出していただく場合があります。
- ・受験申込書、小論文等の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。

7 合格発表手続き

(1)第1次試験結果

当センターのホームページ <https://tottori-jinken.org> に合格者の受験番号(受験整理票に記載の番号)を掲載するとともに、受験申込者全員に合否通知を郵送します。

ホームページの掲載予定日 令和8年1月30日(金)

(2)第2次試験結果

令和8年2月12日(木)に、受験者全員に合否通知を郵送します。

ホームページの掲載予定日 令和8年2月12日(木)

8 給与(当センター給与規程等に基づき支給)

給与等については、鳥取県の令和8年度の予算編成その他の状況により、変更されることがあります。

(1)基本給(初任給) 230,300円~

- ・職歴のある方は、経験年数を換算して初任給を決定します。
- ・原則として、1年に1回昇給あり。

(2)手当等

区分	内容
通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当	条件等に応じて支給
賞与	年間2.5月分
退職手当	あり

(3)試用期間

新たに採用された職員は、6ヶ月は試用期間とし、その間良好な成績で勤務したときに正式採用になるものとします。

9 勤務条件

・勤務形態 週休2日制、週38時間45分勤務、在宅勤務(原則週1回可)

・休日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

※ 月に一回程度、鳥取県立人権ひろば21「ふらっと」の勤務があります。(土曜日または日曜日)

10 休暇・福利厚生

区分	内容	
(1)休暇等	・年次有給休暇	年20日(最大40日)
	・特別休暇(有給)	夏季休暇、忌引き等
	・育児休業・介護休業	いずれの制度もあり。
(2)福利厚生(社会保険)	健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険	

11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、公益社団法人鳥取県人権文化センター個人情報保護規程第27条の規定に関わらず、口頭で開示を請求することができることとし、開示内容は次のとおりとします。

開示する試験の種類	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人	書類審査の得点及び順位	それぞれの合格発表日から1ヶ月	鳥取県人権文化センター(鳥取市扇町21)
第2次試験		試験種目ごとの得点、合計得点、第2次試験の順位		

試験結果の開示請求は、受験者本人が運転免許証等の写真により本人が確認できるものを持参して、直接、開示場所へおいでください。電話、ハガキ等による請求では開示できませんので注意してください。

12 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集する個人情報については、採用者の選考等の採用手続き以外には使用しません。

13 第2次試験に関する注意事項

- (1)試験当日は、集合時刻までに、必ず試験会場に来場し受付を済ませてください。
- (2)試験順番等の詳細は、当日、説明します。昼食を挟むこととなりますので、各自で準備してください。
- (3)試験開始までに時間がある方は、一旦退場していただいても差し支えありませんが、次の試験開始までには必ず来場してください。万一、遅刻された場合は受験放棄と見なすこととします。
- (4)試験会場内での喫煙は禁止です。
- (5)試験会場等の案内は、下記を参照願います。

試験会場案内図



- ・県民ふれあい会館の駐車スペースが満車の場合は「日本海新聞本社ビル駐車場」をご利用ください。
- ・駐車券を提示くだされば、利用時間に合わせて無料券をお渡しします。
※駐車券を提示いただけない場合はお渡しできませんのでご注意ください。
- ・JR 鳥取駅南口から試験会場までは、約300mです。